

鳥取県障害福祉計画の見直しについて

平成29年3月 県障がい福祉課

- 障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定指針となる国の基本指針の改定が予定されている。この改定に合わせて、本県の福祉計画（障がい者プランのうち福祉計画部分）の見直しを行う必要がある。
- 見直しを行うに当たっては、鳥取県障害者施策推進協議会、鳥取県地域自立支援協議会などを通じて障がい者団体のご意見を伺うとともに、パブリックコメント等を実施し意見を聴くことを検討。

1 福祉計画について

計画の位置づけ

- 障害者総合支援法第89条に基づく計画。国が定める基本指針に即して、3年間を目標にサービスの数値目標等を設定。
- 第1期は平成18～20年度。第2期が平成21～23年度。第3期が平成24～26年度。第4期は平成27～29年度。第5期が平成30～32年度。
- 本県では、福祉計画及び障害者基本法第11条第2項に基づく障害者計画（以下「者計画」という。）を一本化した『鳥取県障害者プラン』を策定しており、当該プランのうち者計画の期間は平成27年度から平成35年度までの9年間としているところ。

※参考

- ・者計画は ①生活支援、②保健・医療、③教育、文化・芸術活動、スポーツ、④雇用・就業等、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安心・安全、⑧差別の解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮 で構成。
- ・福祉計画は、このうち①生活支援を中心としたもの。

2 計画の見直し

(1) 見直しの考え方

新たな国の基本指針（平成29年3月下旬告示予定）に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標の改定を行うとともに、児童福祉法の一部改正により障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを踏まえ、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を新たに定める。（目標はいずれも平成32年度末）

(2) 目標値の見直し

- ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行（カッコ内は現行指針の数値）
 - ・平成32年度末までに（以下同）、施設入所者の9%以上が地域生活へ移行（12%）
 - ・福祉施設入所者数を2%以上削減（4%）
- イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・全ての障がい保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
 - ・全ての市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
 - ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を設定
 - ・入院3ヶ月後、6ヶ月後、1年後の退院率をそれぞれ69%以上、84%以上、90%以上に（3ヶ月後は64%、1年後は91%）
- ウ 地域生活支援拠点等の整備
 - ・地域での生活を支援する拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備
- エ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数をH28比で1.5倍以上（2倍）
 - ・就労移行支援事業の利用者数をH28末比で2割以上増加（6割）

- ・就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、全体の5割以上に（5割）
- ・就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上

オ 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置
- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保
- ・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

(3) その他直近の障がい者施策の動向等を踏まえた見直し

- ・平成28年4月に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けた社会的障壁を取り除くことの重要性等について明記
- ・障がい者虐待防止の観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める
- ・発達障害者支援法の一部改正の施行を踏まえ、発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について定める
- ・都道府県や難病相談支援センター等において、必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障害福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める
- ・基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、設置に向けた積極的な働きかけを行うこと、同センターに相談支援に関する指導的役割を担う人材を計画的に確保すること等について定める
- ・意思決定支援の質の向上を図るため、都道府県において、ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手等関係者に対する普及を図るよう努めること等について定める
- ・障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める
- ・障害福祉サービス事業所等において、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める
- ・都道府県において、障がい者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める
- ・障がい者等の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障がい者等の文化芸術活動の振興を図ること等について定める

(4) 主なスケジュール（案）

- 29年6月～ 現行計画の実施状況調べ
- 7月～ 第1回施策協・自立協で改定の基本的方向を報告・意見徴収
- 10月～ 市町村へ障害福祉サービス等の見込量調べ
- 11月～ 第2回施策協・自立協で改定素案検討
- 12月～ パブリックコメント
- 30年1月～ 市町村等へ修正案提示
- 2月～ 第3回施策協・自立協で計画案検討
- 4月～ 第5期障害福祉計画（改訂障がい者プラン）施行
改正障害者総合支援法施行